

## ○職員の勤務時間、休暇等の運用について

平成 7 年 3 月 31 日  
 新 人 委 第 8 2 9 号  
 新潟県人事委員会事務局長

<p><b>改正</b> 平成 7 年 12 月 25 日新人委第 548 号          平成 10 年 3 月 27 日新人委第 695 号          平成 11 年 3 月 31 日新人委第 701 号          平成 13 年 3 月 30 日新人委第 708 号          平成 14 年 3 月 1 日新人委第 489 号          平成 16 年 3 月 31 日新人委第 597 号          平成 18 年 3 月 31 日新人委第 639 号          平成 18 年 12 月 27 日新人委第 320 号          平成 19 年 12 月 21 日新人委第 371 号          平成 21 年 3 月 30 日新人委第 392 号          平成 22 年 6 月 29 日新人委第 93 号          平成 23 年 9 月 30 日新人委第 169 号          平成 26 年 1 月 28 日新人委第 232 号          平成 26 年 7 月 11 日新人委第 99 号          平成 30 年 3 月 28 日新人委第 362 号          令和 3 年 3 月 12 日新人委第 295 号          令和 5 年 2 月 3 日新人委第 263 号          令和 7 年 3 月 28 日新人委第 326 号</p>	<p>平成 9 年 3 月 31 日新人委第 840 号          平成 10 年 3 月 31 日新人委第 737 号          平成 12 年 9 月 6 日新人委第 268 号          平成 13 年 8 月 3 日新人委第 211 号          平成 14 年 3 月 29 日新人委第 621 号          平成 17 年 3 月 31 日新人委第 590 号          平成 18 年 11 月 7 日新人委第 255 号          平成 19 年 3 月 26 日新人委第 479 号          平成 20 年 3 月 28 日新人委第 482 号          平成 22 年 3 月 30 日新人委第 387 号          平成 22 年 7 月 27 日新人委第 117 号          平成 25 年 4 月 9 日新人委第 22 号          平成 26 年 4 月 8 日新人委第 23 号          平成 29 年 3 月 28 日新人委第 373 号          平成 31 年 3 月 29 日新人委第 279 号          令和 3 年 12 月 24 日新人委第 199 号          令和 6 年 3 月 29 日新人委第 351 号          令和 8 年 3 月 25 日新人委第 285 号</p>
--	--

任命権者

このことについて下記のとおり定めたので、平成 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

なお、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の運用について（昭和 44 年 5 月 10 日付け新人委第 469 号）は廃止します。

記

**第 1 1 週間の勤務時間の特例関係**

- 1 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟県条例第 4 号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第 3 条第 5 項及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟県条例第 5 号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第 2 条第 5 項の規定により、職員の勤務時間について別に定めることができるのは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 131 条第 1 項、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（平成 6 年労働省令第 1 号）附則第 4 条等の規定により 1 週間の法定労働時間の猶予措置等の適用がある場合に限るものとする。
- 2 一般職員勤務時間条例第 3 条第 5 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 2 条第 5 項の規定による委員会への承認の申請は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うもの

とする。

(1) 承認の対象となる職員の範囲

(2) 一般職員勤務時間条例第3条第1項、第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項、第3項若しくは第4項の規定によることが困難な理由

(3) 別に定めることとする職員の勤務時間

3 任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第3条第5項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第5項の規定により委員会の承認を得た職員の勤務時間を変更する場合には、変更の内容及び理由を記載した文書により申請を行い、委員会の承認を得なければならない。

4 任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第3条第5項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第5項の規定により委員会の承認を得た職員の勤務時間を別に定める必要がなくなった場合には、速やかにその旨を委員会に報告するものとする。

(平13新人委708・平18新人委639・平20新人委482・一部改正)

## 第2 特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準関係

1 任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第5条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第4条第1項の規定による週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、割振り単位期間（一般職員勤務時間条例第5条第2項本文及び市町村立学校職員勤務時間条例第4条第2項本文に規定する4週間ごとの期間又は一般職員勤務時間条例第5条第2項ただし書及び市町村立学校職員勤務時間条例第4条第2項ただし書の規定により委員会と協議して任命権者又は市町村教育委員会が定めた期間をいう。）ができる限り多く連続するように一括して行うものとする。

2 一般職員勤務時間条例第5条第2項ただし書の委員会が指定する職員は、海洋高等学校漁業実習船海洋丸に乗り組む職員とし、委員会が定める期間は52週間を超えない期間とする。

3 一般職員勤務時間条例第5条第2項ただし書又は市町村立学校職員勤務時間条例第4条第2項ただし書の規定による委員会との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。

(1) 協議の対象となる職員の範囲

(2) 一般職員勤務時間条例第5条第2項本文又は市町村立学校職員勤務時間条例第4条第2項本文の定めるところに従うことが困難である理由

(3) 週休日及び勤務時間の割振りの基準の内容

4 任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第5条第2項ただし書又は市町村立学校職員勤務時間条例第4条第2項ただし書の規定により委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めを変更する場合には、変更の内容及び理由を記載した文書により、委員会と協議するものとする。

5 任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第5条第2項ただし書又は市町村立学校職員勤務時間条例第4条第2項ただし書の規定により委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を委員会に報告するものとする。

## 第3 週休日の振替等関係

1 一の週休日について、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号。以下「規則」という。）第3条第3項に規定する週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うものとする。

2 週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限り

でない。

- 3 半日勤務時間の割振り変更を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、当該半日勤務時間の割振り変更が行われる職員の通常の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の範囲内に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 4 一般職員勤務時間条例第4条第1項又は第5条及び市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員にあつては、一般職員勤務時間条例第10条及び市町村立学校職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更は行わないものとする。
- 5 規則第3条第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。
- 6 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合における規則第3条第5項の職員への通知の内容は次のとおりとする。ただし、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務することを命ずる日の勤務時間帯等の基準をあらかじめ定め、職員に周知している場合には、当該事項について省略することができる。
  - (1) 週休日の振替を行った場合
    - ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間及び休憩時間
    - イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
    - ウ 週休日に変更した日
  - (2) 半日勤務時間の割振り変更を行った場合
    - ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間及び休憩時間
    - イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
    - ウ 勤務時間を割り振ることをやめることとなった日並びにその日の勤務時間を割り振ることをやめた後の正規の勤務時間
- 7 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の内容を明らかにする決裁文書等は、2年間保管するものとする。

(平18新人委320・平20新人委482・一部改正)

### 第3の2 休憩時間関係

任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第7条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第6条第2項の規定により休憩時間を一斉に与えないこととする場合は、一斉に休憩を与えない職員の範囲及び当該職員に対する休憩の与え方について、その内容を明示しなければならない。

(平11新人委701・追加)

### 第4 削除 (平18新人委320)

### 第5 宿日直勤務及び時間外勤務関係

- 1 一般職員勤務時間条例第9条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第8条第1項の規定による人事委員会、労働基準監督署長又は市町村長への許可の申請は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第23条に定める様式により行うものとする。
- 2 規則第8条第3項及び第4項の「1年」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。
- 3 規則第4項の委員会が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 災害への対応のために必要な業務に臨時的に従事させる場合
  - (2) 重大な事件又は事故の処理のために必要な業務に臨時的に従事させる場合
  - (3) 感染症並びに虐待又はいじめその他の県民の生命、身体又は財産を脅かす事態に対応するため

に必要な業務に臨時的に従事させる場合

(4) 公共の安全と秩序の維持のために必要な警察の業務に臨時的に従事させる場合

(5) 他律的要因等で一時的に業務量が増大する業務として任命権者が認めるものに臨時的に従事させる場合

4 規則第5項の「公務の運営上真にやむを得ない場合」とは、県民の生命、身体又は財産の安全を守るため必要がある場合等の緊急かつ避けることのできない事由がある場合をいい、たとえ、避けることのできない事由による場合であっても、それが恒常的なものである場合は該当しないものである。

5 規則第7項の「健康及び福祉を確保するための適切な措置」とは、医師による面接指導・保健指導の実施、年次有給休暇の取得促進、配置転換等職員の勤務状況及び健康状態に応じた適切な措置をいう。

6 規則第8条第9項の規定は、育児短時間勤務職員等の一般職員勤務時間条例第9条第2項の規定に基づく正規の勤務時間以外における勤務について、他の職員よりも厳格な要件を定める趣旨である。

(平20 新人委 482・平31 新人委 279・一部改正)

## 第5の2 育児等を行う職員の深夜勤務等の制限関係

1 一般職員勤務時間条例第9条の2第1項から第3項まで及び市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第1項から第3項までの「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。

2 一般職員勤務時間条例第9条の2第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第1項の「深夜における勤務をさせてはならない」とは、深夜において、勤務時間を割り振ってはならないこと並びに一般職員勤務時間条例第9条第1項及び第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条第1項及び第2項に規定する勤務を命じてはならないことをいう。

3 深夜勤務の制限の請求は、6月以内のできる限り長い期間について一括して行うものとする。

4 規則第8条の2第4項の通知は、文書により行うものとし、公務の正常な運営に支障がある場合にあっては、当該支障のある日及び時間帯等を記載して通知するものとする。

5 任命権者又は市町村教育委員会は、規則第8条の2第4項及び規則第8条の4において読み替えて準用する規則第8条の3第2項の公務の正常な運営の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うものとする。

6 規則第8条の2第5項第3号及び規則第8条の3第6項第3号の「同居しないこと」とは、深夜勤務（規則第8条の3第6項第3号にあっては、時間外勤務）を制限することとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。

7 一般職員勤務時間条例第9条の2第2項及び第3項並びに市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務の処理方法、業務分担又は人員配置を変更する等の措置をいう。

8 一般職員勤務時間条例第9条の2第2項及び市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項の「災害その他避けることのできない事由」とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的にみて避けられないことが明らかなものをいう。

9 任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項の規定による時間外勤務の制限が、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の二重の負担が大きいことに着目した措置であることを考慮し、同項の規定により時間外勤務が制限される職員に時間外勤務をさせる場合には、特定の期間に過度に集中しないように留意しなければならない。

- 10 時間外勤務の制限の請求は、1年の範囲内で、制限が必要な期間について一括して行うものとする。
- 11 規則第8条の3第2項の通知は文書により行うものとする。
- 12 規則第8条の3第4項の通知は、変更した時間外勤務制限開始日を記載した文書により行うものとする。
- 13 育児のための深夜勤務の制限の請求及び時間外勤務の制限の請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合において、職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を任命権者又は市町村教育委員会に届け出なければならない。
- 14 規則第8条の4において読み替えて準用する規則第8条の2第5項第2号及び規則第8条の3第5項第2号の「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合」とは、請求に係る要介護者が、離婚、婚姻の取消、離縁等により職員の親族でなくなった場合をいう。

(平11 新人委 701・追加、平14 新人委 621・平22 新人委 93・平29 新人委 373・令7 新人委 326・一部改正)

### 第5の3 時間外勤務代休時間の指定関係

- 1 規則第8条の6第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。
- 2 規則第8条の6第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨の申出は、時間外勤務代休時間の指定前に行うものとする。

(平22 新人委 387・追加)

### 第6 休日の代休日の指定関係

- 1 規則第10条第2項に規定する代休日の指定を希望しない旨の申出は、代休日の指定前に行うものとする。
- 2 代休日の指定は、できる限り、休日に勤務することを命ずると同時に行うものとする。
- 3 代休日の指定を行った場合における規則第10条第3項の職員への通知の内容は次のとおりとする。
  - (1) 勤務を命じた休日及び当該休日の全勤務時間
  - (2) 代休日及び当該代休日の正規の勤務時間
- 4 代休日の指定の内容を明らかにする決裁文書等は、2年間保管するものとする。

(平20 新人委 482・一部改正)

### 第7 年次有給休暇関係

- 1 一般職員勤務時間条例第13条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第1項の「一の年」とは、1暦年をいう。
- 2 規則第11条第1項の「労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。
  - (1) 斉一型短時間勤務職員 その者の1週間の勤務日の日数に応じ、別表第1の下欄に掲げる勤続年数の区分ごとに定める日数（一般職員勤務時間条例第3条第2項から第4項まで又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた勤務時間が29時間以上である場合又は1週間の勤務日の日数が5日である場合は、その者の勤続年数に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数）
  - (2) 不斉一型短時間勤務職員 その者の1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数に応じ、別表第1の下欄に掲げる勤続年数の区分ごとに定める日数（一般職員勤務時間条例第3条第2項から第4項まで又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた勤務時間が29時間以上である場合、1週間の勤務日の日数が5日である場合又は1年間の勤務日の日数が217日以上である場合は、その者の勤続年数に応じ、別表第2

の日数欄に掲げる日数)

- 3 規則第 11 条第 1 項第 2 号の「不斉一型短時間勤務職員の勤務時間」に 1 時間未満の端数がある場合には、これを切り上げるものとする。
- 4 一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 2 号及び市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 2 号の新たに職員となったものには、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）から引き続き常勤職員となったものを含む。
- 5 規則第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の委員会が別に定める日数は、その者が年を通じて在職するものとみなして規則第 11 条の規定を適用した場合に得られる日数に応じ、別表第 3 の下欄に掲げる在職期間の区分ごとに定める日数とする。
- 6 一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 3 号及び市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 3 号並びに規則第 11 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 3 項の引き続き職員となったものとは、人事交流等により採用された者及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）の適用を受ける職員から異動した者をいう。
- 7 規則第 11 条の 2 第 1 項第 2 号の委員会が別に定める日数は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。
  - (1) 当該年において任期付職員（任期付短時間勤務職員を除く。以下(1)において同じ。）に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となった者であって、引き続き任期付職員となったもの 当該地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに任期付職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた規則別表第 1 の日数欄に定める日数から、当該年において任期付職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数
  - (2) 当該年において、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となった者であって、引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となったもの((1)に掲げる職員を除く。) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日数
    - ア イに掲げる職員以外の職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等が相当する定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となったものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数から、新たに定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員になった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数
    - イ 新たに定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった日において勤務日数等が変更され、地方公営企業等労働関係法適用職員等であった期間の勤務日数等を上回ることとなった職員
      - (ア) 当該年において、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となった者であって、引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった場合((イ)に掲げる場合を除く。) 当該地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった日において新たに定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となったものとして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 2 号又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において当該地方公営企業等労働関係法適用職員等が相当する定年前再任用

用短時間勤務職員又は任期付職員となり、かつ、当該年において定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数（第9項(2)イにおいて「定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員みなし付与日数」という。）から、同日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数を加えて得た日数

(イ) 当該年において、新たに定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった者（地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった者を除く。）から引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となり、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった場合（ア）に定める日数に、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日の前日における年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数

8 規則第11条の2第2項第4号の委員会が認める法人は、特別の法律の規定により、職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第49号）第10条の2の規定の適用について、同条第1項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員とみなされるものを使用する法人とする。

9 規則第11条の2第4項第2号の委員会が別に定める日数は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1) 当該年の前年に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等であった者であって、引き続き当該年に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となったもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日数

ア イに掲げる職員以外の職員 当該年の初日において地方公営企業等労働関係法適用職員等が相当する定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員であったものとみなして一般職員勤務時間条例第13条第1項第1号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とし、当該日数が当該年の前年における当該地方公営企業等労働関係法適用職員等として在職した期間を当該地方公営企業等労働関係法適用職員等が相当する定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員として在職したものとみなして一般職員勤務時間条例第13条第1項第1号若しくは第2号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第1項第1号若しくは第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは当該日数。イにおいて同じ。）を加えて得た日数から、新たに定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員になった日の前日までの間に使用した年次有給休暇（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

イ 当該年に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった日において、勤務日数等が変更され、地方公営企業等労働関係法適用職員等であった期間の勤務日数等を上回るようになった職員

(ア) 当該年の初日に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった場合 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった日において新たに定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となったものとして一般職員勤務時間条例第13条第1項第1号若しくは第2号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第1項第1号若しくは第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次有給休暇に相当す

る休暇の残日数を加えて得た日数

- (イ) 当該年の初日後に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった場合 当該年において定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった日において新たに定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となったものとして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号及び市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数((2)において「基礎日数」という。)に、当該年の初日において定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となり、かつ、当該年において定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数と当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数とを合計した日数から、同日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数を加えて得た日数
- (2) 当該年の前年に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員であった者であつて、引き続き当該年に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となり、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となったもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日数
- ア イに掲げる職員以外の職員 当該年の初日において新たに定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員であったものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号の規定を適用した場合に得られる日数に、前年における年次有給休暇の残日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)を加えて得た日数から、当該年において再び定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員になった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇及び年次有給休暇の日数(1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数
- イ 当該年に地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日又は再び定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった日において、勤務日数等が変更され、地方公営企業等労働関係法適用職員等となる前の定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員であった期間の勤務日数等を上回る事となった職員
- (ア) 当該年の初日に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となった場合 基礎日数に当該年の初日において定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となり、かつ、当該年において定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号及び市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数と当該年の前年における年次有給休暇の残日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)とを合計した日数から、同日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数(1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数)を減じて得た日数を加えて得た日数
- (イ) 当該年の初日後に定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となり、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となった場合 基礎日数に、当該年の初日において定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となり、かつ当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号並

びに第2号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第1項第1号並びに第2号の規定を適用した場合に得られる日数、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員みなし付与日数及び当該年の前年における年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、当該年において同日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数及び年次有給休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

- 10 規則第11条の2第5項の「使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないもの」とは、地方公営企業等労働関係法適用職員等として在職した期間において使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数又は当該年の末日における年次有給休暇に相当する休暇の残日数が把握できない者をいい、その者の年次有給休暇の日数は、当該使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を把握できない期間において当該期間に応じて規則別表第1の日数欄に掲げる日数の年次有給休暇に相当する休暇を使用したものとみなし又は当該把握できない残日数を10日とみなして、それぞれ規則第11条の2第1項第2号又は同条第4項の規定を適用した場合に得られる日数とする。
- 11 規則第11条の3の「当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数」に1日未満の端数がある場合には、同条の「当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数」は、当該端数を切り上げた日数を減じて得た日数に、当該変更の日の前日において規則第23条第1項の規定に基づき得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数を当該得られる時間数で除して得た数に相当する日数を加えて得た日数とする。
- 12 当該年に、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員が1週間当たりの勤務時間を異にする定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となり、斉一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間を同じくする不斉一型短時間勤務職員となり、若しくは不斉一型短時間勤務職員から1週間当たりの勤務時間を同じくする斉一型短時間勤務職員となったこと又は定年前再任用短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間を同じくする任期付短時間勤務職員となり、若しくは任期付短時間勤務職員が1週間当たりの勤務時間を同じくする定年前再任用短時間勤務職員となったこと（以下この項及び第9(24)及び(25)において「勤務時間の変更等」という。）があった場合における年次有給休暇の日数は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日数とする。
- (1) 勤務時間の変更後の勤務日数等が変更前の勤務日数等（当該年において当該変更前の勤務日数等を上回る勤務日数等であった場合は当該上回る勤務日数等）を上回らない職員 当該年に勤務時間の変更等があった日の前日における残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）
- (2) (1)に掲げる職員以外の職員
- ア 当該年の初日に勤務時間の変更等があった場合 同日において勤務時間の変更等があった日における定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となったものとみなして一般職員勤務時間条例第13条第1項第1号若しくは第2号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第1項第1号若しくは第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数
- イ 当該年の初日後に勤務時間の変更等があった場合 勤務時間の変更等があった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして一般職員勤務時間条例第13条第1項第2号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第1項第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該勤務時間の変更等があった日において同日における定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員となったものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数及び当該年の前年における年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるとき

は、これを切り捨てた日数)を加えて得た日数から、当該年において同日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を減じて得た日数(当該日数が零を下回る場合は、零)

13 一般職員勤務時間条例第13条第2項及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇がある職員から年次有給休暇の請求があった場合は、繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

14 1日を単位とする年次有給休暇は、定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員並びに不斉一型短時間勤務職員にあつては1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間45分を超えない時間とされている場合において当該勤務時間の全てを勤務しないときに、斉一型短時間勤務職員にあつては1日の勤務時間の全てを勤務しないときに使用できるものとする。

(平14新人委489・平16新人委597・平17新人委590・平20新人委482・平21新人委392・令5新人委263・一部改正)

## 第8 病気休暇関係

一般職員勤務時間条例第14条及び市町村立学校職員勤務時間条例第13条の「負傷又は疾病」には、予防接種による著しい発熱等の場合を含むものとする。

(平22新人委93・一部改正)

## 第9 特別休暇関係

規則第15条の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 第4号の「一の年」とは、1暦年をいう。

(2) 第4号アの「相当規模の災害」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県等をいい、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

(3) 第4号イの「委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設(ウ及びキに掲げる施設を除く。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに同条第28項に規定する福祉ホーム

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具制作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する施設

エ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設

カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院

キ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院

- ク 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する特別支援学校
- ケ 身体上又は精神上の障害がある者の職業訓練等を目的として設置されている共同作業所等の施設のうち、利用定員が 5 人以上であり、かつ、利用者の作業指導等のため当該施設において常時勤務する者が置かれている施設
- コ アからケまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設
- (4) 第 4 号ウの「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。
- (5) 第 5 号の休暇は、二つの期間に分割することができる。
- (6) 第 7 号の休暇は、1 回につき 30 分を下回らない時間を単位とする。
- (7) 第 7 号の委員会が定める職員は、次のいずれかに該当する職員（生後満 1 年に達しない生児を育てる場合は次のいずれかに該当する男性職員）とする。
- ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下(7)から(9)までにおいて同じ。）が就業しておらず、かつ、当該生児を育てることができる状況にある者
- イ 配偶者が育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）による育児休業その他の育児のための休業の制度をいう。）の期間中であり、かつ、当該生児を育てることができる状況にある者
- ウ 配偶者が産前産後の休業（第 6 号の休暇又は労働基準法第 65 条の規定による休業をいう。）の期間中であり、かつ、当該生児を育てることができる状況にある者
- (8) 第 7 号の委員会が別に定める時間は、1 日に、90 分から配偶者が取得する第 7 号の休暇等（第 7 号の休暇又は労働基準法第 67 条の規定による育児時間をいう。以下同じ。）を減じた時間を超えない範囲内で、30 分を下回らない時間を単位として 1 回又は 2 回とする。ただし、配偶者が取得する第 7 号の休暇等、職員及び配偶者が承認を受けている介護時間並びに職員及び配偶者が承認を受けている部分休業等（育児休業法による部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度をいう。以下同じ。）の時間と合わせて 240 分（介護時間又は部分休業等の承認を受けている者が職員又は配偶者のいずれか一方である場合は 120 分）を超えることはできない。
- (9) 職員（生後満 1 年に達しない生児を育てる場合は男性職員）は、配偶者が第 7 号の休暇等を取得する時間帯及び配偶者が部分休業等の承認を受けている時間帯において第 7 号の休暇を取得することはできないものとする。
- (10) 第 9 号の「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する」とは、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）と同居してこれらを監護することをいう。
- (11) 第 9 号の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までをいう。
- (12) 第 10 号の「看護」とは、負傷又は疾病により治療中又は療養中の者の看病、通院等の世話をすることをいう。
- (13) 第 10 号の「一の年」とは、1 暦年をいう。
- (14) 第 10 号の「同居」には、職員が看護を必要とする者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- (15) 第 10 号イの「委員会が定めるその子の介助」とは、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。
- (16) 第 10 号ウの「学校等の全部若しくは一部の休業」とは、感染症の予防のため若しくは気象警

報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合又は週休日等に同号ウの「学校等が実施する行事」（職員が参加する行事に限る。）が実施され、職員の勤務日に学校等が休業となった場合をいう。また、同号ウの「学校等が実施する行事」とは、入学式、卒業式、文化祭、運動会、授業参観等をいう。

- (17) 第14号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害（以下この(17)において単に「災害」という。）により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うとき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により職員の現住所以外の住居または親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業を行うとき等をいい、同号の休暇の期間は「1週間を超えない範囲内」とは、原則として連続する7暦日をいう。
- (18) 第18号の「不妊治療」とは、医師が行う妊娠のために必要な治療行為等（原因特定のための検査を含む。）をいい、「一の年」とは、1暦年をいい、「委員会が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。
- (19) 第19号の「そのつど必要と認められる時間」は、次に定める回数（医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間（一般職員勤務時間条例第9条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）の範囲内で必要と認められる時間とする。
- なお、「1回」とは、健康診査とそれに基づく保健指導をあわせたものをいい、健康診査に基づく保健指導が別の日に実施される場合にあつてはそれぞれ必要な時間認められるものとする。
- ア 妊娠満23週までは、4週間に1回  
イ 妊娠満24週から満35週までは、2週間に1回  
ウ 妊娠満36週から分べんまでは、1週間に1回  
エ 出産後1年までは、その間に1回
- (20) 第20号の「交通機関の混雑の程度」とは、職員が通常の勤務をする場合の登庁又は退庁の時間帯における常例として利用する交通機関の混雑の程度をいい、「交通機関」には、電車、バス等の公共交通機関のほか、妊娠中の女性職員が運転する自動車も含まれるものとし、「混雑」とは、公共交通機関の場合は乗降場及び車内における混雑をいい、自動車の場合は道路における混雑をいう。
- (21) 第20号の母体又は胎児の健康保持への影響については、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断するものとするが、当該指導事項の確認に当たっては、職員のプライバシーの保護に十分留意すること。
- (22) 第22号の委員会が定める職員は、勤続期間が20年及び30年に達した職員とする。ただし、同号の休暇の使用時において定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員である者及び当該勤続期間に達した後、他の団体等への派遣等の期間中に同号の休暇に相当する休暇を使用した職員を除くものとする。
- (23) 第22号の休暇を使用できるのは、勤続期間が前号に定める年数に達する日の属する年度の翌年度の4月1日を起算日とする1年の期間内とする。ただし、当該期間内に業務の都合により当該休暇を使用しなかった場合は、当該期間に引き続く1年の期間内に使用することができる。

(24) (22)に定める期間において、他の団体等への派遣等の期間が6月以上ある場合は、(21)に定める期間は、他の団体等への派遣等の期間を除いて計算する。

(25) 規則第15条第1項第8号及び第9号の休暇を使用できる期間又は同項第4号、第10号、第18号若しくは第23号に規定する一の年の初日から末日までの期間（以下この号において「対象期間」という。）内において、規則第11条の3各号に掲げる場合又は勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この号において「該当日」という。）における規則第15条第1項第4号、第8号から第10号まで、第18号及び第23号の休暇（以下この号において「特定休暇」という。）の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの号の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同号の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

ア 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がない場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数を減じて得た日数

イ 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において規則第23条第4項の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数が零を下回る場合にあっては、零）

(26) 規則第15条第13号の休暇を使用できる期間として任命権者が定める期間内において、規則第11条の3各号に掲げる場合又は勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日における休暇の日数は、当該該当した日において規則第15条第13号の規定により得られる日数から当該該当した日の前日までの間に使用した日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零）

(27) 規則第15条第1項第23号の「委員会が定める世話」とは、次に掲げる世話とし、同号の「一の年」とは、1暦年をいう。

ア 要介護者の介護

イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

（平7新人委548・平9新人委840・平10新人委695・平10新人委737・平11新人委701・平12新人委268・平13新人委211・平14新人委489・平14新人委621・平16新人委597・平17新人委590・平18新人委639・平18新人委255・平19新人委479・平20新人委482・平22新人委93・平22新人委117・平23新人委169・平25新人委22・平26新人委23・平29新人委373・平30新人委362・平31新人委279・令3新人委295・令3新人委199・令5新人委263・令7新人委326・令8新人委285・一部改正）

## 第10 介護休暇関係

1 一般職員勤務時間条例第16条第3項及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条第3項に規定する給与の控除方法については、給料等の支給に関する規則（規則第6—5号）第6条の2第2項、第3項及び第5項の例による。

2 市町村教育委員会は、県費負担教職員（市町村立学校職員勤務時間条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の介護休暇を承認した場合は、県教育委員会にその旨を通知するものとする。介護休暇の承認を取り消した場合等においても、同様とする。

- 3 規則第 16 条第 1 項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- 4 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

(平 14 新人委 621・平 18 新人委 639・平 21 新人委 392・平 29 新人委 373・一部改正)

## 第 10 の 2 介護時間関係

- 1 一般職員勤務時間条例第 16 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の「連続する 3 年の期間」は、一般職員勤務時間条例第 16 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する一の継続する状態について初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算日として、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 143 条の例により計算するものとする。
- 2 第 10 の第 1 項の規定は、一般職員勤務時間条例第 16 条の 2 第 3 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 15 条の 2 第 3 項に規定する給与の控除方法について準用する。
- 3 第 10 の第 2 項の規定は、介護時間の承認について準用する。
- 4 第 10 の第 4 項の規定は、介護時間の請求について準用する。

(平 29 新人委 373・追加)

## 第 11 組合休暇関係

- 1 一般職員勤務時間条例第 17 条第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 16 条第 1 項の「一の年」とは 1 暦年をいう。
- 2 一般職員勤務時間条例第 17 条第 1 項第 2 号及び市町村立学校職員勤務時間条例第 16 条第 1 項第 2 号の「上部団体」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 53 条に規定する登録職員団体又は労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であることは必要でないが、登録職員団体又は労働組合が加入する連合体でなければならないものであり、単なる共闘組織や友誼団体は除かれるものである。
- 3 一般職員勤務時間条例第 17 条第 2 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 16 条第 2 項において準用する一般職員勤務時間条例第 16 条第 3 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 15 条第 3 項に規定する給与の控除方法については、給料等の支給に関する規則第 6 条の 2 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の例による。
- 4 組合休暇の承認を受けた職員は、承認の有効期間中職務に従事することができない。
- 5 市町村教育委員会は、県費負担教職員の組合休暇を承認した場合は、県教育委員会にその旨を通知するものとする。組合休暇の承認を取り消した場合等においても同様とする。
- 6 規則第 17 条第 1 項第 1 号の「執行機関」とは、執行委員会等職員団体において執行権限をもつ機関をいう。
- 7 規則第 17 条第 1 項第 2 号の「監査機関」とは、監査委員等職員団体において監査権限をもつ機関をいう。
- 8 規則第 17 条第 1 項第 3 号の「議決機関」とは、大会、中央委員会等職員団体としての意思の決定を行う機関をいう。
- 9 規則第 17 条第 1 項第 4 号の「投票管理機関」とは、選挙管理委員会等職員団体の規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為のための投票を管理する機関をいう。
- 10 規則第 17 条第 1 項第 5 号の「諮問機関」とは、〇〇専門委員会等特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該職員団体の諮問に応ずるための機関をいう。
- 11 規則第 17 条第 1 項第 6 号の「連絡調整機関」とは、支部長会、分会長会等職員団体の活動に関する重要事項について各支部又は各分会間の連絡を行い、かつ、意見を調整する機関をいう。

(平 17 新人委 590・平 19 新人委 371・平 21 新人委 392・一部改正)

## 第 12 休暇の承認関係

任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第 13 条第 3 項又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 3 項、規則第 19 条、第 20 条及び第 21 条の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る休暇の時期における職員の業務内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うものとする。

### 第 12 の 2 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等関係

一般職員勤務時間条例第 19 条の 2 第 2 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 18 条の 2 第 2 項の「40 歳に達した日」とは、40 歳の誕生日の前日をいう。

(令 7 新人委 326・追加)

## 第 13 休業関係

- 1 規則第 24 条第 1 項及び第 3 項並びに規則第 25 条第 2 項及び第 3 項の「不妊治療」とは、医師が行う妊娠のために必要な治療行為等（原因特定のための検査を含む。）をいう。
- 2 休業の期間は、1 日を単位とし、連続する 1 月以上の期間とする。当該期間には、不妊治療を受ける期間のほか、不妊治療に備え、又は不妊治療後に体調を整える期間も含む。
- 3 規則第 25 条第 1 項及び第 3 項の「委員会の定める事由」とは、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が妊娠した場合とする。

(平 26 新人委 99・削除、令 6 新人委 351・追加)

## 第 14 勤務時間等についての別段の定め関係

- 1 規則第 27 条の規定による委員会への承認の申請は、別段の定めの内容、別段の定めを必要とする理由等を記載した文書により行うものとする。委員会の承認を得ている別段の定めを変更する場合においても、同様とする。
- 2 任命権者又は市町村教育委員会は、前項の委員会の承認を得た別段の定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を委員会に報告するものとする。

## 第 15 規則附則関係

規則附則第 2 項の「委員会が別に定める場合」とは、改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8 - 4 号）第 3 条第 3 項の規定により委員会の承認を得た勤務を要しない日又は勤務時間の割振りについての定めが規則第 2 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の定める基準に適合していない場合とする。

## 第 16 暫定再任用職員等に係る経過措置関係

- 1 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。（以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を改正法附則第 9 条第 3 項及び第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を改正法附則第 9 条第 3 項及び第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。））は、規則第 8 条第 8 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 9（21）の規定を適用する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、規則第 8 条第 8 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第 7 の第 4 項及び第 14 項の規定を適用する。
- 3 令和 17 年 12 月 31 日までの間における規則第 11 条の 2 第 1 項第 2 号の委員会が別に定める日数は、第 7 の第 7 項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1) 当該年において暫定再任用職員等（暫定再任用職員及び改正法附則第 8 条第 1 項に規定する

旧地方公務員法再任用職員（（２）において「旧法再任用職員」という。）のうち、常時勤務を要する職を占める職員をいう。以下（１）において同じ。）又は任期付職員（任期付短時間勤務職員を除く。以下（１）において同じ。）に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となった者であって、引き続き暫定再任用職員等又は任期付職員となったもの 当該地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに暫定再任用職員等又は任期付職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた規則別表第 1 の日数欄に定める日数から、当該年において暫定再任用職員等又は任期付職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

- （２） 当該年において、特定再任用職員等（定年前再任用短時間勤務職員、旧法再任用職員、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び任期付職員をいう。以下（２）及び次号において同じ。）に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となった者であって、引き続き特定再任用職員等となったもの（（１）に掲げる職員を除く。） 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日数

ア イに掲げる職員以外の職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等が相当する特定再任用職員等となったものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数から、新たに特定再任用職員等になった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

イ 新たに特定再任用職員等となった日において勤務日数等が変更され、地方公営企業等労働関係法適用職員等であった期間の勤務日数等を上回ることとなった職員

（ア） 当該年において、特定再任用職員等に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となった者であって、引き続き特定再任用職員等となった場合（イ）に掲げる場合を除く。） 当該地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き特定再任用職員等となった日において新たに特定再任用職員等となったものとして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 2 号又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において当該地方公営企業等労働関係法適用職員等が相当する特定再任用職員等となり、かつ、当該年において特定再任用職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数（次号（２）イにおいて「特定再任用職員等みなし付与日数」という。）から、同日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数を加えて得た日数

（イ） 当該年において、新たに特定再任用職員等となった者（地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き特定再任用職員等となった者を除く。）から引き続き特定再任用職員等に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となり、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き特定再任用職員等となった場合（ア）に定める日数に、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日の前日における年次有給休暇の残日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数

- 4 令和 17 年 12 月 31 日までの間における規則第 11 条の 2 第 4 項第 2 号の委員会が別に定める日数は、第 7 の第 9 項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

- (1) 当該年の前年に特定再任用職員等に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等であった者であって、引き続き当該年に特定再任用職員等となったもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日数

ア イに掲げる職員以外の職員 当該年の初日において地方公営企業等労働関係法適用職員等が相当する特定再任用職員等であったものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とし、当該日数が当該年の前年における当該地方公営企業等労働関係法適用職員等として在職した期間を当該地方公営企業等労働関係法適用職員等が相当する特定再任用職員等として在職したものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは当該日数。イにおいて同じ。）を加えて得た日数から、新たに特定再任用職員等になった日の前日までの間に使用した年次有給休暇（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

イ 当該年に特定再任用職員等となった日において、勤務日数等が変更され、地方公営企業等労働関係法適用職員等であった期間の勤務日数等を上回ることとなった職員

(ア) 当該年の初日に特定再任用職員等となった場合 特定再任用職員等となった日において新たに特定再任用職員等となったものとして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数を加えて得た日数

(イ) 当該年の初日後に特定再任用職員等となった場合 当該年において特定再任用職員等となった日において新たに特定再任用職員等となったものとして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号及び市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数((2)において「基礎日数」という。)に、当該年の初日において特定再任用職員等となり、かつ、当該年において特定再任用職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数と当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数とを合計した日数から、同日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数を加えて得た日数

- (2) 当該年の前年に特定再任用職員等であった者であって、引き続き当該年に特定再任用職員等に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となり、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き特定再任用職員等となったもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日数

ア イに掲げる職員以外の職員 当該年の初日において新たに特定再任用職員等であったものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号又は市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号の規定を適用した場合に得られる日数に、前年における年次有給休暇の残日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、当該年において再び特定再任用職員等になった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇及び年次有給休暇の日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

イ 当該年に地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日又は再び特定再任用職員等となった日において、勤務日数等が変更され、地方公営企業等労働関係法適用職員等となる前の特定再任用職員等であった期間の勤務日数等を上回ることであった職員

(ア) 当該年の初日に特定再任用職員等に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となった場合 基礎日数に当該年の初日において特定再任用職員等となり、かつ、当該年において特定再任用職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号及び市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数と当該年の前年における年次有給休暇の残日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）とを合計した日数から、同日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数を加えて得た日数

(イ) 当該年の初日後に特定再任用職員等に相当する地方公営企業等労働関係法適用職員等となり、当該地方公営企業等労働関係法適用職員等から引き続き特定再任用職員等となった場合 基礎日数に、当該年の初日において特定再任用職員等となり、かつ当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして一般職員勤務時間条例第 13 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号及び市町村立学校職員勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数、特定再任用職員等みなし付与日数及び当該年の前年における年次有給休暇の残日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、当該年において同日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数及び年次有給休暇の日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する第 7 の第 12 項の規定の適用については、暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員と、暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

(令 5 新人委 263・追加)

別表第1（第7第2項関係）（平14新人委489・追加）

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日
1年間の勤務日の日数		169日～ 216日	121日～ 168日	120日以下
勤 続 年 数	6ヶ月以上1年6ヶ月未満	7日	5日	3日
	1年6ヶ月以上2年6ヶ月未満	8日	6日	4日
	2年6ヶ月以上3年6ヶ月未満	9日	6日	4日
	3年6ヶ月以上4年6ヶ月未満	10日	8日	5日
	4年6ヶ月以上5年6ヶ月未満	12日	9日	6日
	5年6ヶ月以上6年6ヶ月未満	13日	10日	6日
	6年6ヶ月以上	15日	11日	7日

別表第2（第7第2項関係）（平14新人委489・追加）

勤 続 年 数	日 数
6ヶ月以上1年6ヶ月未満	10日
1年6ヶ月以上2年6ヶ月未満	11日
2年6ヶ月以上3年6ヶ月未満	12日
3年6ヶ月以上4年6ヶ月未満	14日
4年6ヶ月以上5年6ヶ月未満	16日
5年6ヶ月以上6年6ヶ月未満	18日
6年6ヶ月以上	20日

別表第3 (第7第5項関係) (平14新人委489・追加)

その者が年を通じて在職するものとみなして規則第11条の規定を適用した場合に得られる日数		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
在 職 期 間	1月に達するまでの期間	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	1月を超え2月に達するまでの期間	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	4	4
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	2月を超え3月に達するまでの期間	2	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	3月を超え4月に達するまでの期間	3	3	4	4	4	5	5	5	6	6	6	7	7
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	4月を超え5月に達するまでの期間	4	4	5	5	5	6	6	7	7	8	8	8	9
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	5月を超え6月に達するまでの期間	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
6月を超え7月に達するまでの期間	5	6	6	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
7月を超え8月に達するまでの期間	6	6	7	8	8	9	10	10	11	12	12	13	14	
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
8月を超え9月に達するまでの期間	6	7	8	9	9	10	11	12	12	13	14	15	15	
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
9月を超え10月に達するまでの期間	7	8	9	10	10	11	12	13	14	15	15	16	17	
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
10月を超え11月に達するまでの期間	8	9	10	11	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
11月を超え1年未満の期間	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	